明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（総務一二九）　一
〔人事異動〕
国税庁　二
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十三年度水産業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　一四
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い、基本測量関係事項関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一八
会社その他
会社決算公告　一九
一三

省令

○総務省令第百二十九号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の三の二及び第三十六条の四並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第八条の五並びに第十三条第一項及び第二項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月十五日

総務大臣　川端　達夫

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「取扱所」の下に「（以下「既設の製造所等」という。）」を、「危険物の規制に関する規則」の下に「（以下「新規則」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項及び次項において同じ。）に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において設置されている既設の製造所等のうち、東日本大震災により損壊したことについて市町村長等が確認したもので、かつ、当該既設の製造所等の危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）第十三条第一項第一号に規定する地下貯蔵タンク（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ、同条第二項第二号、新規則第二十七条の五第四項第一号及び新規則第二十八条の五十九第二項第五号においてその例による場合を含む。以下この条において「地下貯蔵タンク」という。）に第四項に掲げる措置が講じられているものについては、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「平成二十五年一月三十一日」とあるのは、「平成二十八年一月三十一日」と読み替えるものとする。

3　前項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、平成二十五年一月二十一日までに、市町村長等に提出しなければならない。

一　別記様式の申請書

二　東日本大震災により当該既設の製造所等が損壊したことを明らかにすることができる書類

三　次項第二号に該当する地下貯蔵タンクを有する既設の製造所等にあっては、同号ハにより定める計画を記載した書類

4　第二項に規定する既設の製造所等の地下貯蔵タンクに講じる措置は、次の各号に掲げる地下貯蔵タンクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　新規則第二十三条の二第一項第一号及び第二号に規定する腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク　新規則第二十三条の三第一号に規定する地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための告示で定める設備を設けること。

二　新規則第二十三条の三第一号に規定する腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク　次のイからハまでに掲げる措置を講じること。

イ　新規則第六十二条の四第一項及び第六十二条の五の二第二項の規定にかかわらず、消防法第十四条の三の二の規定による定期点検及び新規則第六十二条の五の二第一項の規定による地下貯蔵タンクの漏れの点検を六月に一回以上行うこと。

ロ　危険物の貯蔵又は取扱数量の百分の一以上の精度で一日に一回以上在庫管理を行うとともに、当該既設の製造所等に設けられた漏えい検査管を用いることにより一週間に一回以上危険物の漏れを確認すること。

ハ　当該既設の製造所等における危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織に関すること、当該者に対する教育に関すること、在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合に取るべき措置に関することその他必要な事項について計画を定めること。

附則の次に次の別記様式を加える。